

壱岐市農業委員会定例会（令和6年6月）

議事録

1. 開催日時 令和6年6月26日（水）午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 ・・番・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 主事 ・・・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
 - 第2. 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第27号 違反転用について
 - 議案第28号 壱岐市農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について
 - 議案第29号 令和6年度農用地利用集積計画の承認について(第2回)
7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前であります。只今より令和6年6月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第26号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、2件あがっております。受け手は、全て個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、1件の贈与、1件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

33番 土地の所在

勝本町大久保触 字東ノ木 ^{とうのき} ・・・番 地目 田 面積 427m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が3733m²、畑が2965m²、計6698m²です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与を行う。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラ、モア、管理機を所有されてあります。

農作業歴は本人が30年で、妻、子供夫婦がそれぞれ20年です。

通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月19日に農業委員と息子さんと現地確認を致しました。

父親の農地を息子さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。

皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第26号33番は決定します。

続きまして、34番の説明を求めます。

事務局 1頁をお願いします。

34番 土地の所在

芦辺町芦辺浦 字鬼山 ・・・・番 地目 田 面積 253m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が4384m²、畠が5061m²、計9445m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますか経営状況は水稻、飼料、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、乗用トラックを所有されてあります。

農作業歴は本人が40年、妻も40年です。

通作距離については、500mほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。6月19日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月19日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、高齢で申請地には、水稻を作らないということなので、譲受人の・・さんが買い受けて、水稻を作付ることです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第26号34番は決定いたします。

続きまして、議案27号「違反転用について」を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願い致します。議案第27号「違反転用について」、農地法第5条第1項の違反転用につき、審議のうえ意見を付して報告の要がある。

2番 土地の所在

石田町池田仲触 字柏木 ・・・・番・の一部 地目 田

面積 2335m²のうち195m²

転用目的 販売所

違反転用者、・・・・・・・・

内容 令和6年2月頃から、許可を受けずに販売所として、利用している、というものです。

このことについて、5月31日に農業委員会から県に違反転用連絡票を送付しましたところ、6月10日の回答において、「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当しないということで、農業委員会総会に報告して追認相当か否かを審議のうえ事案報告書により意見を報告するように指示がきております。

現地を確認したところ、原状回復は困難であり、周辺農地の営農に支障はありませんでした。

また、違反行為について申請者には悪意がなく再発の恐れもないと思われます。

当初から正式な手続きを行っていれば、許可相当として県へ送付していた事案であると判断しております。

位置図、写真、配置図は、3頁から6頁です。6月19日に・・委員と申請者との立会いの下、現地確認を行っております。以上事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局と一緒に6月19日に現地を確認いたしました。

内容につきましては、只今、事務局から説明があったとおりでございます。

・・さんは、販売所の設置について、農地法の許可が必要だとは思ってなかつたようで反省もしてありましたので、この案件につきましては、追認許可相当としてやむを得ないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第27号は、意見を付して進達致します。議案第28号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

議案第28号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

10番 土地の所在、

郷ノ浦町渡良西触 字浜ノ坂	・・番・	地目 原野	面積 525m ²
同じく	・・番・	地目 原野	面積 439m ²
同じく	・・番・	地目 田	面積 1718m ²
同じく	・・番・	地目 原野	面積 191m ²

同じく ・・・番・ 地目 山林 面積 636m²

除外目的、宿泊施設用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地を宿泊施設用地として整備したいので、農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、配置図、写真は9頁から12頁です。

6月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。本件は・・の担当地区ですが、隣接の・・・地区担当の・・が補足説明します。

事務局の説明の通り、6月19日に事務局、申請人・・さん立会いのもと、現地確認を致しました。

この場所は、小水浜のすぐ隣でありまして、農業されてある土地は、確認したところありませんでした。そこにグランピング施設を建築したいという事で、農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

浄化槽も設置される予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第28号10番は決定します。

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願いします。

11番 土地の所在、

勝本町本宮南触 字双六 そうろく ・・・番 地目 畑 面積 1868m²

除外目的、資材置場用地

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に重資材置場を整備したいので、農振農用地から除外を申請します、というものです。位置図、配置図、写真は13頁から15頁です。

6月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月19日に現地確認を致しました。

申請者の・・・・さんは、現在使用している資材置き場が狭くて、資材が混在しているため、新たに資材置き場を整備したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

特に周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第28号11番は決定します。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお願いします。

12番 土地の所在、

芦辺町諸吉南触 字真竹 ・・・・番・の一部 地目 畑

面積 1151m²のうち471m²

除外目的、住宅用地

申請人 ・・・・・・・

申請理由 申請地に住宅を建築したいので、農振農用地から除外を申請します、というものです。位置図、配置図、写真は16頁から18頁です。

6月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月19日に現地確認を致しました。

申請者の・・さんは、現在使用している住居が子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を買い受けて持ち家を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、6月19日に現地確認を致しました。

申請者の・・さんは、現在使用している住居が子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を買い受けて持ち家を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。【異議なしの声あり】

議長 それでは、ご異議がないようですので、議案第28号12番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第29号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について(第2回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、19頁をお願いします。

議案第29号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について」今年度2回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。今回利用権設定の件数は31件、借り手が27人、貸し手が30人です。田が53筆、58,964m²、畠が22筆で33,851m²、合計75筆で92,815m²となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、20頁から22頁に掲載を致しておりましたので、よろしくお願いします。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、ご異議がないようですので、議案第29号は、意見を付して進達致します。続きまして、報告事項 「農地改良等届出申請について」 事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、23頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が次のとおり提出されましたので報告いたします。

1番、土地の所在

郷ノ浦町大浦触 字大浦 ・・・番・の一部 地目 田
面積 1836m²のうち477m²

申請人 ・・・・・・・・

申請理由 段差解消を行い、農作業の効率を改善したい、ということです。

工期は、令和6年6月1日～令和7年5月31日までです。

施工業者は、・・・・株式会社 代表取締役 ・・・・

位置図、写真、横断図は24頁から27頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 7月の定例会の日程 → 令和6年7月25日(木)午前9時～
- ② 農業委員の推進活動目標計画について

事務局 他の皆様はどうでしょうか。特に皆さんから何もないようですので、7月4日13時30分から石田庁舎で行いますので宜しくお願ひします。

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。